



鳥取県公報

令和6年8月16日（金）
号外第68号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示 県道の供用の開始（490）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年8月16日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉江府溝口線	西伯郡大山町大山字大山97地先から同字98地先まで	令和6年8月19日
大山佐摩線	西伯郡大山町前字欠田250-1地先から同町今在家字清水坂1149地先まで	〃